

平成30年第3回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成30年3月27日(火)

午後1時30分開会

801会議室

日程	議 題
第1	会議録署名委員の指名
第2	代 処 第 7 号 第27期小金井市スポーツ推進委員の解囑に関する代理処理について
第3	議 案 第 6 号 学校医及び学校薬剤師の解囑について
第4	議 案 第 7 号 学校医及び学校薬剤師の委囑について
第5	議 案 第 8 号 第28期小金井市スポーツ推進委員の委囑について
第6	報 告 事 項 1 学区の見直しの検討状況について
	2 平成30年度就学援助制度について
	3 働き方改革について
	4 不登校児童生徒支援モデル事業について
	5 市立小学校特別支援教室の開設について
	6 総務省『「次世代学校ICT環境」の整備に向けた実証』の研究について
	7 図書館の蔵書点検の結果について
	8 その他
	9 今後の日程
	10 平成30年度小金井市立学校長・副校長等の人事異動について
第7	代 処 第 8 号 職員の分限処分に関する代理処理について
第8	代 処 第 9 号 職員の併任に関する代理処理について
第9	議 案 第 9 号 職員の人事異動について

代処第7号

小金井市スポーツ推進委員の解嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規程により、別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規程に基づきその承認を認める。

なお、本案件は本人の強い希望によるもので、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

平成30年3月27日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司



代理処理書

第27期小金井市スポーツ推進委員の下記の者より辞職願が提出されたところである。教育委員会の議決すべき事項であり、本人の強い希望により、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規程により、下記のとおり代理処理する。

平成30年3月8日

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

記

- 1 辞職願者氏名
田澤 英徳
- 2 辞職願理由
一身上の都合
- 3 第27期小金井市スポーツ推進委員任期
平成28年4月1日～平成30年3月31日（2年）

議案第6号

学校医及び学校薬剤師の解嘱について

小金井市立小・中学校の学校医及び学校薬剤師について、下記のとおり解嘱する。

平成30年3月27日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

記

1 解嘱を受ける者

裏面「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表」のとおり

2 解嘱日

平成30年3月31日をもって解嘱とする。

(提案理由)

学校保健安全法第23条に基づき、学校医及び学校薬剤師の委嘱を行っているが、本人より辞退の申出があり、解嘱を行うため、本案を提出するものであります。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表(網掛けの部分が見解対象者)

任期:平成29年4月1日～平成30年3月31日

(小学校)

	職名	氏名
一 小	内科医	宮本 誠
	眼科医	嶋田 孝吉
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	黒田 俊太郎
	薬剤師	高山 実香
二 小	内科医	小松 淳二
	眼科医	大森 美依奈
	耳鼻咽喉科医	三枝 歌子
	整形外科医	神保 眞理子
	歯科医	尾崎 玲香
	薬剤師	柴崎 恵美子
三 小	内科医	小林 久滋
	眼科医	大森 美依奈
	耳鼻咽喉科医	諸星 咲子
	整形外科医	浅沼 美智子
	歯科医	田中 泰弘
	薬剤師	宇山 和江
四 小	内科医	三島 協二
	眼科医	倉田 浩二
	耳鼻咽喉科医	奥田 和子
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	坂元 雅明
	薬剤師	辻 依子
東 小	内科医	篠田 昭彦
	眼科医	三田 覚
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	野中 慎吾
	薬剤師	北川 佳恵
前原 小	内科医	穂坂 英明
	眼科医	梶尾 高根
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	小磯 和成
	薬剤師	村藤 康裕
本町 小	内科医	岡山 哲廣
	眼科医	岡山 信枝
	耳鼻咽喉科医	奥田 和子
	整形外科医	神保 眞理子
	歯科医	新田 安世
	薬剤師	村藤 康裕
緑 小	内科医	待山 昭
	眼科医	待山 伸子
	耳鼻咽喉科医	西野 裕仁
	整形外科医	浅沼 美智子
	歯科医	三浦 健二
	薬剤師	森田 亜矢子
南 小	内科医	羽木 裕雄
	眼科医	嶋田 孝吉
	耳鼻咽喉科医	諸星 咲子
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	吉越 留美
	薬剤師	宇山 和江

(中学校)

	職名	氏名
一 中	内科医	久我 治子
	眼科医	岡山 信枝
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三
	整形外科医	神保 眞理子
	歯科医	梶原 仁臣
	薬剤師	柴崎 恵美子
	内科医	宮本 誠
二 中	眼科医	倉田 浩二
	耳鼻咽喉科医	西野 裕仁
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	古田 昭彦
	薬剤師	北川 佳恵
	内科医	齋藤 寛和
	眼科医	三田 覚
東 中	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	千野 晃
	薬剤師	高山 実香
	内科医	丸茂 恒二
	眼科医	待山 伸子
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三
緑 中	整形外科医	浅沼 美智子
	歯科医	北村 秀和
	薬剤師	柴崎 恵美子
	内科医	竹田 和義
	眼科医	梶尾 高根
	耳鼻咽喉科医	三枝 歌子
	整形外科医	三島 市郎
南 中	歯科医	橋詰 雅志
	薬剤師	富子 浩子

(小・中学校)

職名	氏名
精神科医	松浦 理英子

議案第7号

学校医及び学校薬剤師の委嘱について

市立小・中学校学校医及び学校薬剤師について、下記のとおり委嘱する。

平成30年3月27日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

記

1 委嘱を受ける者

裏面「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表」のとおり

2 委嘱期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(提案理由)

学校保健安全法第23条に基づき、学校医及び学校薬剤師の委嘱を行っているが、前任者より辞退の申出があり、残りの期間について委嘱を行うため、本案を提出するものであります。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表(網掛けの部分が委嘱対象者)

任期:平成30年4月1日～平成31年3月31日

(小学校)

	職名	氏名
一 小	内科医	宮本 諭
	眼科医	嶋田 孝吉
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	整形外科医	高見 澤 充
	歯科医	黒田 俊太郎
	薬剤師	高山 実香
二 小	内科医	小松 淳二
	眼科医	大森 美依奈
	耳鼻咽喉科医	三枝 歌子
	整形外科医	高見 澤 充
	歯科医	尾崎 玲香
	薬剤師	柴崎 恵美子
三 小	内科医	小林 久滋
	眼科医	大森 美依奈
	耳鼻咽喉科医	諸星 咲子
	整形外科医	浅沼 美智子
	歯科医	田中 泰弘
	薬剤師	宇山 和江
四 小	内科医	三島 協二
	眼科医	倉田 浩二
	耳鼻咽喉科医	奥田 和子
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	坂元 雅明
	薬剤師	辻 依子
東 小	内科医	篠田 昭彦
	眼科医	三田 覚
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	野中 慎吾
	薬剤師	北川 佳恵
前 原 小	内科医	穂坂 英明
	眼科医	梶尾 高根
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	小磯 和成
	薬剤師	村藤 康裕
本 町 小	内科医	岡山 哲廣
	眼科医	岡山 信枝
	耳鼻咽喉科医	奥田 和子
	整形外科医	神保 眞理子
	歯科医	新田 安世
	薬剤師	村藤 康裕
緑 小	内科医	待山 昭
	眼科医	待山 伸子
	耳鼻咽喉科医	西野 裕仁
	整形外科医	浅沼 美智子
	歯科医	三浦 健二
	薬剤師	森田 亜矢子
南 小	内科医	羽木 裕雄
	眼科医	嶋田 孝吉
	耳鼻咽喉科医	諸星 咲子
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	吉越 留美
	薬剤師	宇山 和江

(中学校)

	職名	氏名
一 中	内科医	久我 治子
	眼科医	岡山 信枝
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三
	整形外科医	神保 眞理子
	歯科医	梶原 仁臣
	薬剤師	柴崎 恵美子
二 中	内科医	宮本 誠
	眼科医	倉田 浩二
	耳鼻咽喉科医	西野 裕仁
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	古田 昭彦
	薬剤師	崎川 康子
東 中	内科医	齋藤 寛和
	眼科医	三田 覚
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	千野 晃
	薬剤師	高山 実香
緑 中	内科医	丸茂 恒二
	眼科医	待山 伸子
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三
	整形外科医	浅沼 美智子
	歯科医	北村 秀和
	薬剤師	柴崎 恵美子
南 中	内科医	竹田 和義
	眼科医	梶尾 高根
	耳鼻咽喉科医	三枝 歌子
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	橋詰 雅志
	薬剤師	富子 浩子

(小・中学校)

職名	氏名
精神科医	松浦 理英子

議案第8号

第28期小金井市スポーツ推進委員の委嘱について

小金井市スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定に基づき、第28期小金井市スポーツ推進委員を別紙のとおり委嘱する。

平成30年3月27日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

平成30年3月31日をもって小金井市スポーツ推進委員の任期が満了となることに伴い、新たに委員を委嘱するため、本案を提出するものであります。

別紙

第28期小金井市スポーツ推進委員 名簿

任期 自：平成30年4月 1日

至：平成32年3月31日

No.	氏名	委員歴	特技等	推薦団体
1	藤森 寿美子	18年	バレーボール	公益財団法人小金井市体育協会
2	延本 泰一	12年	サッカー	
3	小林 靖子	10年	バドミントン	
4	小磯 和成	3年	サッカー	
5	藤井 隆之	3年	ソフトボール	
6	加藤 淳子	3年	ソフトボール	
7	藤澤 博	2年	卓球	
8	梶山 健志	新任	アメリカンフットボール	
9	馬淵 遥平	新任	サッカー	
10	—	—	—	
11	上田 真美	2年	バレーボール	総合型地域スポーツクラブ NPO法人黄金井倶楽部
12	田尻 直子	2年	テニス	
13	森田 真澄	2年	水泳	
14	三枝 敏洋	18年	サッカー	小金井市教育委員会
15	本橋 玲子	18年	テニス	
16	林 雅子	18年	登山	
17	長谷川 嘉子	14年	バレーボール	
18	大澤 則雄	12年	野球	
19	北原 佳代	10年	バレーボール	
20	岩崎 恭子	2年	フェンシング	
21	鈴木 直子	新任	剣道	
22	明石 康平	新任	水泳	
23	古畑 俊男	新任	トライアスロン	
24	吉田 路子	新任	バスケットボール	
25	—	—	—	

議案第8号資料

第28期小金井市スポーツ推進委員 候補者概要

1 候補者数

23人

2 任期

2年（平成30年4月1日から平成32年3月31日まで）

3 男女比

男性10人（43%）、女性13人（57%）

4 年齢

(1) 平均年齢 52.3歳

ア 男性平均年齢 47.8歳

イ 女性平均年齢 55.8歳

(2) 最高年齢 72歳

(3) 最低年齢 20歳

5 再任比

再任17人（74%）、新任6人（26%）

6 特技別

球技16人（野球1人、サッカー4人、バレーボール4人、テニス2人、
卓球1人、ソフトボール2人、バスケットボール1人、
アメリカンフットボール1人）

バドミントン1人、トライアスロン1人、剣道1人、フェンシング1人、
登山1人、水泳2人

学区見直しについての検討状況

1 経過

平成15年3月に小金井市立小・中学校の今後の学校教育の在り方を検討するために設置された小金井市学校教育推進検討委員会より、「学校の適正規模ならびに通学区域の適正化及び弾力化」について「中央線高架後の通学区域等については抜本的改革を行い、適正な通学区域と適正規模の学校の実現を図っていくことが望ましい」という答申があった。

この答申に基づき、中央線の高架化に伴い、平成22年度に入り検討の準備を進めていたが、実際の通学路等の状況や学級編制の学級の上限の学校規模の適正化(35人学級)への影響を考え、適正学区等検討協議会の設置を延期し、現在に至っている。

将来的には、学校施設の長寿命化計画の策定や市全体の公共施設マネジメントの考え方とあわせた学区の見直しが考えられるが、まず、現状と課題を整理する。

2 現状と課題

(1) 学校の適正規模の視点から

学校教育法施行規則第41条及び第79条で、学級数は12学級以上18学級以下を標準とする、と規定されている(「地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない。」とのただし書きあり)。

【現状】 小・中学校の学級数(平成29年度当初) 【 】内学級数

基準	小学校	中学校
基準内	【15】本町小 【16】前原小 【17】二小、四小、東小、南小 【18】一小、緑小	【12】南中 【12】一中 【13】二中 【17】緑中
基準外	【23】三小	【9】東中

【課題】 学校規模に偏りがあること

- ・緑中と東中との規模の偏り(「緑中17学級」「東中9学級」)
- ・基準を超える小学校がある(「三小23学級」)

(2) 将来の児童生徒数推計の視点から

最新の教育人口推計（平成29年度）によると、本市ではまだしばらく児童生徒数の増加が見込まれる。

【現状】 H29→H34の推計

	増 減	26市増加率順位
児童数	19.6%増	1位
生徒数	6.6%増	6位

- 【課題】
- ①人口ビジョン等、他の人口推計値との比較・検討
 - ②学級増が見込まれる学校（三小・本町小・緑小）の施設的な見直し
 - ・教室の転用状況の把握
 - ・受け入れ可能な範囲の検討
 - ③特定地域の開発事業の把握
 - ・武蔵小金井駅南口再開発（平成32年4月以降入居予定）
 - ・市東部地区（東小金井市駅周辺）の人口増加

(3) 通学区域等の利便性の視点から

【現状】 ①利便性等の理由で、保護者から要望のある地域の把握（小学校）

〔東町5丁目、緑町5丁目、前原町4丁目、桜町1丁目〕
〔本町3丁目の西側一部、本町6丁目6～9番 など〕

②中央線の高架化による影響

- 【課題】
- ①保護者からの要望への対応
 - ②学校からの意見聴取

3 今後の進め方

現状と課題を整理する中で、特に緑中と東中の生徒数の調整と一部の小学校に対する児童数の増加については、喫緊に対応しなければならない課題と認識している。

学区域の変更に関しては、市民生活に大きくかわることから、丁寧に進めていきたい。有識者や市民を交えた検討協議会を設置し一定の時間をかけて検討する必要がある、決定してからも1年以上の周知期間が必要となる。

その一方で、喫緊の課題にも対応していかなければならないため、平成30年度以降は、なるべく早い段階で上記課題の優先順位を決め、部内・庁内での検討を行い、進め方やスケジュールをまとめていきたい。

平成 30 年度就学援助費制度について

1 認定基準の変更

平成 30 年度	平成 29 年度
世帯の総収入が生活保護基準の 1.5 倍未満 (第 68 次基準適用)	世帯の総収入が生活保護基準の 1.6 倍未満 (第 68 次基準適用)

就学援助制度の運用の適正化のため、平成 28 年度より 3 年間かけて認定倍率を収入の 1.8 倍から 1.5 倍まで引き下げる方針を掲げています。平成 30 年度は、3 年間の最終年度となり、収入の 1.6 倍未満から 1.5 倍未満へ変更いたします。

2 入学時学用品費の前倒し支給

	平成 30 年度	平成 29 年度
小学校	【平成 30 年度対象者】 7 月支給 【平成 31 年度対象者】 3 月支給	7 月支給
中学校	【平成 30 年度追加対象者】 7 月支給 【平成 31 年度対象者】 3 月支給	【平成 29 年度対象者】 7 月支給 【平成 30 年度対象者】 3 月支給

平成 29 年度は、入学時学用品費を中学校入学前に支給をすることとしました。
平成 30 年度は、小学校も入学前に支給を実施いたします。

保護者のみなさまへ

小金井市就学援助制度 ～制度変更のお知らせ～

小金井市教育委員会

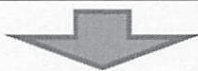
小金井市では、就学援助制度の見直しを行い、平成30年度の就学援助制度について下記のとおり変更いたします。

変更点1 認定基準の変更

通常学級の在籍者の認定基準について、平成29年度は世帯の総収入が生活保護基準の1.6倍未満でしたが、**平成30年度は、生活保護基準の1.5倍未満**となります。（下表参照）
なお、生活保護基準につきましては、引き下げ前の第68次（平成25年4月1日）の基準を継続して適用します。

変更前

世帯人数	家族構成の例	年間総収入（持家の場合）	年間総収入（賃貸の場合）
2人	親（32歳） 子（8歳）	約 2,903千円以下	約 3,741千円以下
3人	父（40歳） 母（35歳） 子（10歳）	約 3,801千円以下	約 4,638千円以下
4人	父（43歳） 母（39歳） 子（14歳） 子（11歳）	約 4,637千円以下	約 5,475千円以下
5人	父（40歳） 母（37歳） 子（13歳） 子（8歳） 子（5歳）	約 5,001千円以下	約 5,838千円以下



変更後

世帯人数	家族構成の例	年間総収入（持家の場合）	年間総収入（賃貸の場合）
2人	親（32歳） 子（8歳）	約2,720千円以下	約3,500千円以下
3人	父（40歳） 母（35歳） 子（10歳）	約3,560千円以下	約4,340千円以下
4人	父（43歳） 母（39歳） 子（14歳） 子（11歳）	約4,340千円以下	約5,130千円以下
5人	父（40歳） 母（37歳） 子（13歳） 子（8歳） 子（5歳）	約4,680千円以下	約5,470千円以下

※上記の収入は、あくまでも目安です。年齢、世帯人数等により変わります。

※世帯収入とは、家計を同じくする方（同居・別居を問いません）の収入額を合算した額です。

変更点2 次年度分の「入学時学用品費」支給時期の一部変更

平成31年春に新小学1年生または新中学1年生として就学されるお子様がいる世帯へ、**入学前に**「入学時学用品費」を支給します。

入学前の受給には、遅くとも**平成31年2月1日**までの認定が必要です。お早めにご申請ください。

※ 入学時学用品費は、就学援助制度受給対象世帯（生活保護世帯を除く）へ支給しています。

※ **新小学1年生は、別途申請書等の提出が必要となりますので改めてご案内いたします。**

※ **新中学1年生は、お子様が小学6年生のときに就学援助費受給申請書にてご申請ください。**

※ 本年度分（平成30年度分）の「入学時学用品費」は、平成30年7月に支給されます（平成29年3月に未受給の場合のみ）。

**入学前に認定された場合も、4月の入学後は改めて新年度分の申請が必要です。
援助が必要な年度ごとにご申請ください。**

問合せ先

小金井市教育委員会学務課

電話 042-387-9874

保護者のみなさまへ

就学援助制度的通知 취학 지원제도 안내



平成30年度 就学援助制度のお知らせ

The news of the educational expenses support system



小金井市教育委員会

小金井市では、本市にお住まいで、市立及び国公立小・中学校に通学し、経済的な理由により教育費（給食費、学用品費など）の支払いにお困りの保護者の方に対して、教育費の一部を援助する制度があります。援助を希望される方は申請してください。

★昨年度認定されたの世帯も、改めて今年度申請が必要です。

【援助が受けられる世帯】

- 前年中の世帯の総収入が生活保護基準の1.5倍未満の世帯（別表世帯収入の例を参照）
 - 生活保護を受けている世帯、前年度又は当該年度において生活保護停止又は廃止を受けた世帯
 - 児童扶養手当を受給している世帯
 - 主たる生計維持者の死亡・離婚・失業等により経済的事情が急変した世帯※
 - 天災などにより財産に著しい損害を受けた世帯※
- ※ 別途学務課へお問合せください。

☆世帯収入の例

世帯人数	家族構成の例	年間総収入（持家の場合）	年間総収入（賃貸の場合）
2人	親（32歳） 子（8歳）	約2,720千円以下	約3,500千円以下
3人	父（40歳） 母（35歳） 子（10歳）	約3,560千円以下	約4,340千円以下
4人	父（43歳） 母（39歳） 子（14歳） 子（11歳）	約4,340千円以下	約5,130千円以下
5人	父（40歳） 母（37歳） 子（13歳） 子（8歳） 子（5歳）	約4,680千円以下	約5,470千円以下

※上記の収入は、あくまでも目安です。年齢、世帯人数等により変わりますので、援助を希望される世帯は申請してください。

※世帯収入とは、家計を同じくする方（同居・別居を問いません）の収入額を合算した額です。

※上記世帯収入は、国の定める生活保護基準を基に算出しており、生活保護基準等の見直しなどにより、変更になることもございます。その場合、別途お知らせいたします。

【援助の内容】

学校給食費	全額を市が負担します ◆認定まで給食費をお支払していただく場合があります（認定後学校より返金）
学用品費・通学用品費	一定の補助額を各学期ごと（4月認定：7月、12月、3月）に支給します 小学校1年生11,420円、2～6年生13,650円（年額） 中学校1年生22,320円、2～3年生24,550円（年額）
入学時学用品費	4月認定の小学1年生・中学1年生に支給します（7月下旬支給予定） 小学1年生40,600円、中学1年生47,400円 小学6年生は新中学1年生分を平成31年3月に支給します（2月認定まで）
卒業時諸経費	学校から徴収された卒業時のアルバム代、文集代の一部を支給します （上限）小学校：9,460円、中学校：9,670円
修学旅行参加費・移動教室参加費・林間学校参加費・校外活動費	学校から徴収された費用を支給します
医療費	学校の健康診断で指示のあった学校保健安全法に定める疾病の治療に限り、市が自己負担分を負担します 【対象疾病名】トラコーマ、結膜炎（アレルギー性は除く）、白せん、かいせん、のうかしん、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯（虫歯）、寄生虫病（虫卵保有含む） ◆認定後、学校から「医療券」をもらってからの受診となります。ただし認定決定通知が届く前に受診された場合は、領収書と医師の署名済の「検診のお知らせ」をコピーして保管し、認定後速やかに学務課へご連絡ください

● 提出期限：平成30年4月19日（木）まで

※この期限以降も申請は受け付けておりますが、4月に遡及せず提出された月からの援助となります。また、認定審査に時間を要することがあります。

● 提出先：小金井市教育委員会 学務課窓口（前原町3-41-15第二庁舎7階）

午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始休業日除く）

電話（042）387-9874 ※こ来庁による申請をお願いします。こ来庁が難しい場合はご連絡ください。

裏面へ続きます

● 持参するもの

全 員	申請書	右の申請書を切り取りご提出ください。(1世帯1枚)
	印鑑	※同意者欄に別姓名を記載している場合は、その方の分もお持ちください。
平成30年度申請分より課税対象の収入にかかる証明書の添付は不要になりました。 ※税の申告をされていない方は、至急申告してください。		
対 象 者 の み	家賃の支払いをしている方	家賃のわかる書類契約書のコピー等 住所・借主・貸主・家賃・契約期間の記載部分のコピーが必要です。 公営住宅にお住まいの方は、使用料のわかる認定通知書等のコピーが必要です。
	平成30年1月2日以降に小金井市へ転入された方	平成29年度課税(非課税)証明書 平成30年1月1日現在に住居登録のあった住所地の市町村で発行されます。 ※課税(非課税)証明書は5月以降に発行されます。該当の区市町村へ証明書の発行日を確認し、 申請書のみ締切日までにご提出ください (証明書は後日提出)。
	生計中心者が平成30年1月1日時点で他区市町村に住居登録している方	課税対象にならない収入(遺族年金等)の分かる書類のコピー 平成29年度分のものの写しを添付してください。
	課税対象にならない収入がある方	課税対象にならない収入(遺族年金等)の分かる書類のコピー 平成29年度分のものの写しを添付してください。
	児童扶養手当証書受給の方(添付不要)	平成30年度申請分より証書のコピーの添付は不要になりました。 受給の旨を申請書「(2)援助を受けたい理由」欄へご記入ください。

※コピーは各自でご用意ください。 ※上記書類の提出が困難な方は、学務課へご相談ください。

【認定結果】

6月下旬以降に順次、住民登録のある住所宛に郵送でお知らせします。また、お子さんの通学している学校長宛にも通知いたします。

【記入手順】

① 枠内の必要事項を全て記入してください。

② 記名捺印してください。

年度 就学援助費支給申請書

(宛先) 小金井市教育委員会
就学援助費を受給したいので、必要書類を添えて申請します。 年 月 日

住 所 小金井市 町 丁目 番 号

申請(保護)者 姓 名 () 電話 ()

氏名	世帯主との続柄	生年月日	4月1日現在の年齢		職業又は学校名・学年・組	前年度収入額(円)
			1 専業主婦	2 専業主夫		
1	世帯主					
2						
3						
4						
5						
6						

前年度この援助を受けた 有・無 住宅の状況 1 専業主婦 2 専業主夫 (世帯主) 合計 (円)

(2) 援助を受けたい理由 ① 生活保護の停止又は廃止 ② 離婚(年月) ③ 失業(年月) ④ その他

(3) 同意書及び委任状
① 同意者 就学援助費支給資格認定審査のため、市の公簿等の確認をすることに同意します。
② 私は、小金井市教育委員会学校教育部学務課長を代理人と定め、自己年度において小金井市から受ける就学援助費についての請求、受領及び返納並びに振込みに関する権限を委任します。
なお、支給される金額は、指定の金融機関に振り込んでください。

(4) 支払口座先(指定金融機関) 銀行 信用金庫 農協 店 普通 当座 口座番号 口座名義(お子様の氏名)

※ 記名捺印に代えて署名することができます。

③ 家計を同じくする全ての方の氏名、生徒児童が在籍する学年組(例:3年3組)等をご必ずご記入ください。

④ 借家の場合は、家賃金額(管理費、共益費、駐車場代等は除く)を記入してください。

⑤ 該当する番号に○をし、必要事項を記入してください。
「児童扶養手当証書」の受給がある場合はこちらにご記入ください。

⑥ 職業の有無に関係なく、15歳以上の世帯員全ての氏名を記入し、押印してください。
※この同意書により、収入証明が不備な場合は、市・都民課税台帳の収入額を確認することがあります。

⑦ 記名捺印してください。

⑧ お子様名義の口座は不可となりますので、保護者の方名義での口座でお願いいたします。
口座情報はお間違いのないようご注意ください。

申請書受付日	収入倍率	認定年月日	年 月 日
	こちらには何も記入しないでください。		
	認定項目	変更年月日	年 月 日

平成30年度 就学援助費受給申請書

(宛先) 小金井市教育委員会 就学援助費を受給したいので、必要書類を添えて申請します。 年 月 日						
住所	小金井市 町 丁目 番 号					
フリガナ者 申請(保護)者	Ⓜ 電話 ()					
(1) 世帯の状況	フリガナ氏名	世帯主との続柄	生年月日	4月1日現在の年齢	職業又は学校名・学年・組	年間総収入額 円
	1	世帯主				
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
前年度この援助を受けた	有・無	住宅の状況	1 持家 2 借家(家賃月額 円)			合計
(2) 援助を受けたい理由	① 生活保護の停止又は廃止 ② 離婚(年 月) ③ 失業(年 月~) ④ その他()					
(3) 同意書及び委任状 ① 当該年度就学援助費受給資格認定審査のため、市の公簿等の確認をすることに同意します。 同意者 _____ Ⓜ _____ Ⓜ _____ Ⓜ _____ Ⓜ _____ Ⓜ _____ Ⓜ ② 私は、小金井市教育委員会学校教育部学務課長を代理人と定め、当該年度において小金井市から受ける就学援助費についての請求、受領及び返納並びに振込みに関する権限を委任します。 なお、支給される金銭は、指定の金融機関に振り込んでください。 保護者 _____ Ⓜ						
(4) 支払金振込先(指定金融機関)			種目	口座番号		口座名義(カタカナ)
銀行 信用金庫 農 協			店 普通 当座			

※ 記名押印に代えて署名することができます。

課記入欄	申請書受付日	認定欄	収入倍率		認定年月日	年 月 日
	認定区分		要 準 否	変更区分		
	認定項目		【 】 - 【 】 - ()	変更年月日	年 月 日	

特別支援学級保護者のみなさまへ

就学援助制度的通知 취학 지원제도 안내



平成30年度 就学援助制度のお知らせ

The news of the educational expenses support system



小金井市教育委員会

小金井市では、本市にお住まいで、市立及び国公立小・中学校に通学し、経済的な理由により教育費（給食費、学用品費など）の支払いにお困りの保護者の方に対して、教育費の一部を援助する制度があります。援助を希望される方は申請してください。

★昨年度認定されたの世帯も、改めて今年度申請が必要です。

【援助が受けられる世帯】

- 前年中の世帯の総収入が生活保護基準の2.5倍未満の世帯（別表世帯収入の例を参照）
- 生活保護を受けている世帯、前年度又は当該年度において生活保護停止又は廃止を受けた世帯
- 児童扶養手当を受給している世帯
- 主たる生計維持者の死亡・離婚・失業等により経済的事情が急変した世帯*
- 天災などにより財産に著しい損害を受けた世帯* ※ 別途学務課へお問合せください。

☆ 世帯収入の例

世帯人数	家族構成の例	年間総収入（持家の場合）	年間総収入（賃貸の場合）
2人	親（32歳） 子（8歳）	約4,243千円以下	約5,081千円以下
3人	父（40歳） 母（35歳） 子（10歳）	約5,636千円以下	約6,473千円以下
4人	父（43歳） 母（39歳） 子（14歳） 子（11歳）	約6,844千円以下	約7,681千円以下
5人	父（40歳） 母（37歳） 子（13歳） 子（8歳） 子（5歳）	約7,406千円以下	約8,243千円以下

※上記の収入は、あくまでも目安です。年齢、世帯人数等により変わりますので、援助を希望される世帯は申請してください。

※世帯収入とは、家計を同じくする方（同居・別居を問いません）の収入額を合算した額です。

※上記世帯収入は、国の定める生活保護基準を基に算出しており、生活保護基準等の見直しなどにより、変更になることもございます。その場合、別途お知らせいたします。

【援助の内容】

学校給食費	全額を市が負担します ◆認定まで給食費をお支払していただく場合があります（認定後学校より返金）
学用品費・通学用品費	一定の補助額を各学期ごと（4月認定：7月、12月、3月）に支給します 小学校1年生11,420円、2～6年生13,650円（年額） 中学校1年生22,320円、2～3年生24,550円（年額）
入学時学用品費	4月認定の小学1年生・中学1年生に支給します（7月下旬支給予定） 小学1年生40,600円、中学1年生47,400円 小学6年生は新中学1年生分を平成31年3月に支給します（2月認定まで）
卒業時諸経費	学校から徴収された卒業時のアルバム代、文集代の一部を支給します （上限）小学校：9,460円、中学校：9,670円
修学旅行参加費・移動教室参加費・林間学校参加費・校外活動費	学校から徴収された費用を支給します
医療費	学校の健康診断で指示のあった学校保健安全法に定める疾病の治療に限り、市が自己負担分を負担します 【対象疾病名】トラコーマ、結膜炎（アレルギー性は除く）、白せん、かいせん、のうかしん、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯（虫歯）、寄生虫病（虫卵保有含む） ◆認定後、学校から「医療券」をもらってからの受診となります。ただし認定決定通知が届く前に受診された場合は、領収書と医師の署名済の「検診のお知らせ」をコピーして保管し、認定後速やかに学務課へご連絡ください

● 提出期限：平成30年4月19日（木）まで

※この期限以降も申請は受け付けておりますが、4月に遡及せず提出された月からの援助となります。

また、認定審査に時間を要することがあります。

● 提出先：小金井市教育委員会 学務課窓口（前原町3-41-15第二庁舎7階）

午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始休業日除く）

電話（042）387-9874 ※ご来庁による申請をお願いします。ご来庁が難しい場合はご連絡ください。

裏面へ続きます

● 持参するもの

全員	申請書	右の申請書を切り取りご提出ください。(1世帯1枚)
	印鑑	※同意者欄に別姓名を記載している場合は、その方の分もお持ちください。
平成30年度申請分より課税対象の収入にかかる証明書の添付は不要になりました。 ※税の申告をされていない方は、至急申告してください。		
対象者のみ	家賃の支払いをしている方	家賃のわかる書類契約書のコピー等 住所・借主・貸主・家賃・契約期間の記載部分のコピーが必要です。 公営住宅にお住まいの方は、使用料のわかる認定通知書等のコピーが必要です。
	平成30年1月2日以降に小金井市へ転入された方	平成29年度課税(非課税)証明書 平成30年1月1日現在に住居登録のあった住所地の市町村で発行されます。 ※課税(非課税)証明書は5月以降に発行されます。該当の区市町村へ証明書の発行日を確認し、 申請書のみ締切日までにご提出ください (証明書は後日提出)。
	生計中心者が平成30年1月1日時点で他区市町村に住居登録している方	課税対象にならない収入(遺族年金等)の分かる書類のコピー 平成29年度分のものの写しを添付してください。
	課税対象にならない収入がある方	課税対象にならない収入(遺族年金等)の分かる書類のコピー 平成29年度分のものの写しを添付してください。
	児童扶養手当証書受給の方(添付不要)	平成30年度申請分より証書のコピーの添付は不要になりました。 受給の旨を申請書「(2)援助を受けたい理由」欄へご記入ください。

※コピーは各自でご用意ください。 ※上記書類の提出が困難な方は、学務課へご相談ください。

【認定結果】

6月下旬以降に順次、住民登録のある住所宛に郵送でお知らせします。また、お子さんの通学している学校長宛にも通知いたします。

【記入手順】

① 枠内の必要事項を全て記入してください。

② 記名捺印してください。

③ 家計を同じくする全ての方の氏名、生徒児童が在籍する学年組(例:3年3組)等をご必ずご記入ください。

④ 借家の場合は、家賃金額(管理費、共益費、駐車場代等は除く)を記入してください。

⑤ 該当する番号に○をし、必要事項を記入してください。
「児童扶養手当証書」の受給がある場合はこちらにご記入ください。

⑥ 職業の有無に関係なく、15歳以上の世帯員全ての氏名を記入し、押印してください。
※この同意書により、収入証明が不備な場合は、市・都民課税台帳の収入額を確認することがあります。

⑦ 記名捺印してください。

⑧ お子様名義の口座は不可となりますので、保護者の方名義での口座でお願いいたします。
口座情報は間違いないようにご注意ください。

年度 就学援助費受給申請書

(宛先) 小金井市教育委員会
就学援助費を受給したいので、必要書類を添えて申請します。 年 月 日

住所 小金井市 町 丁目 番 号

申請(保護)者 氏名 電話番号 ()

氏名	世帯主との続柄	生年月日	4月1日現在の年齢	職業又は 学校名・学年・組	前年度収入額 円
1	世帯主				
2					
3					
4					
5					
6					

前年度この援助を受けた 有・無 住居の状況 1 借家 2 借家(家賃月額 円) 合計

(2) 援助を受けたい理由 ① 生活保護の停止又は廃止 ② 離婚(年月) ③ 失業(年月~) ④ その他()

(3) 同意書及び委任状
① 同意者 () () () () () ()
就学援助費受給資格認定審査のため、市の公開等の確認することに同意します。
② 私は、小金井市教育委員会学校教育課学務課長を代理人と定め、当該年度において小金井市から受ける就学援助費についての請求、受領及び還納並びに振込みに関する権限を委任します。
なお、支給される金額は、指定の金融機関に振り込んでください。

(4) 支払金振込先(指定金融機関) 銀行 店 普通 当座 口座番号 口座名義(お子様名)

収入倍率 認定年月日 年 月 日

こちらには何も記入しないでください。

認定項目 () - () - () 変更年月日 年 月 日

※記名捺印は代えて署名することもできます。

平成30年度 就学援助費受給申請書

(宛先) 小金井市教育委員会 就学援助費を受給したいので、必要書類を添えて申請します。 年 月 日						
住所	小金井市 町 丁目 番 号					
フリガナ者 申請(保護)者	Ⓜ 電話 ()					
(1) 世帯の状況	フリガナ氏名	世帯主との続柄	生年月日	4月1日現在の年齢	職業又は学校名・学年・組	年間総収入額 円
	1	世帯主				
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
前年度この援助を受けた	有・無	住宅の状況	1 持家 2 借家 (家賃 月額 円)			合計
(2) 援助を受けたい理由	① 生活保護の停止又は廃止 ② 離婚 (年 月) ③ 失業 (年 月 ~) ④ その他 ()					
(3) 同意書及び委任状						
① 当該年度就学援助費受給資格認定審査のため、市の公簿等の確認をすることに同意します。 同意者 _____ Ⓜ _____ Ⓜ _____ Ⓜ _____ Ⓜ _____ Ⓜ _____ Ⓜ						
② 私は、小金井市教育委員会学校教育課長を代理人と定め、当該年度において小金井市から受ける就学援助費についての請求、受領及び返納並びに振込みに関する権限を委任します。 なお、支給される金銭は、指定の金融機関に振り込んでください。 <div style="text-align: right;">保護者 _____ Ⓜ</div>						
(4) 支払金振込先 (指定金融機関)			種目	口座番号		口座名義(カタカナ)
銀行 信用金庫 農協			店 普通 当座			

※ 記名押印に代えて署名することができます。

課記入欄	申請書受付日	認定欄	収入倍率		認定年月日	年 月 日
			認定区分	要 準 否	変更区分	
			認定項目	【 】 - 【 】 - ()		変更年月日

保護者のみなさまへ

就学援助制度的通知 취학 지원제도 안내



平成30年度 就学援助制度のお知らせ

The news of the educational expenses support system



小金井市教育委員会

小金井市では、本市にお住まいで、市立及び国公立小・中学校に通学し、経済的な理由により教育費（給食費、学用品費など）の支払いにお困りの保護者の方に対して、教育費の一部を援助する制度があります。援助を希望される方は申請してください。

★昨年度認定されたの世帯も、改めて今年度申請が必要です。

就学相談を受け、特別支援学校に入学するのが相当である程度の障害（学校教育法施行令第22条の3に該当する障害の程度）をお持ちの児童・生徒の保護者に対し、通常の学級に就学していても生活保護基準の2.5倍未満（下表参照）の世帯収入であれば教育費の一部を援助いたします。

☆世帯収入の例

世帯人数	家族構成の例	年間総収入（持家の場合）	年間総収入（賃貸の場合）
2人	親（32歳） 子（8歳）	約4,243千円以下	約5,081千円以下
3人	父（40歳） 母（35歳） 子（10歳）	約5,636千円以下	約6,473千円以下
4人	父（43歳） 母（39歳） 子（14歳） 子（11歳）	約6,844千円以下	約7,681千円以下
5人	父（40歳） 母（37歳） 子（13歳） 子（8歳） 子（5歳）	約7,406千円以下	約8,243千円以下

※上記の収入は、あくまでも目安です。年齢、世帯人数等により変わりますので、援助を希望される世帯は申請してください。

※世帯収入とは、家計を同じくする方（同居・別居を問いません）の収入額を合算した額です。

※上記世帯収入は、国の定める生活保護基準を基に算出しており、生活保護基準等の見直しなどにより、変更になることもございます。その場合、別途お知らせいたします。

【援助の内容】

学校給食費	全額を市が負担します ◆認定まで給食費をお支払していただく場合があります（認定後学校より返金）
学用品費・通学用品費	一定の補助額を各学期ごと（4月認定：7月、12月、3月）に支給します 小学校1年生11,420円、2～6年生13,650円（年額） 中学校1年生22,320円、2～3年生24,550円（年額）
入学時学用品費	4月認定の小学1年生・中学1年生に支給します（7月下旬支給予定） 小学1年生40,600円、中学1年生47,400円 小学6年生は新中学1年生分を平成31年3月に支給します（2月認定まで）
卒業時諸経費	学校から徴収された卒業時のアルバム代、文集代の一部を支給します （上限）小学校：9,460円、中学校：9,670円
修学旅行参加費・移動教室参加費・林間学校参加費・校外活動費	学校から徴収された費用を支給します
医療費	学校の健康診断で指示のあった学校保健安全法に定める疾病の治療に限り、市が自己負担分を負担します 【対象疾病名】トラコーマ、結膜炎（アレルギー性は除く）、白せん、かいせん、のうかしん、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯（虫歯）、寄生虫病（虫卵保有含む） ◆認定後、学校から「医療券」をもらってからの受診となります。ただし認定決定通知が届く前に受診された場合は、領収書と医師の署名済の「検診のお知らせ」をコピーして保管し、認定後速やかに学務課へご連絡ください

● 提出期限：平成30年4月19日（木）まで

※この期限以降も申請は受け付けておりますが、4月に遡及せず提出された月からの援助となります。また、認定審査に時間を要することがあります。

● 提出先：小金井市教育委員会 学務課窓口（前原町3-41-15第二庁舎7階）

午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始休業日除く）

電話（042）387-9874 ※ご来庁による申請をお願いします。ご来庁が難しい場合はご連絡ください。

裏面へ続きます

● 持参するもの

全員	申請書	右の申請書を切り取りご提出ください。(1世帯1枚)
	印鑑	※同意者欄に別姓名を記載している場合は、その方の分もお持ちください。
平成30年度申請分より課税対象の収入にかかる証明書の添付は不要になりました。 ※税の申告をされていない方は、至急申告してください。		
対象者のみ	家賃の支払いをしている方	家賃のわかる書類契約書のコピー等 住所・借主・貸主・家賃・契約期間の記載部分のコピーが必要です。 公営住宅にお住まいの方は、使用料のわかる認定通知書等のコピーが必要です。
	平成30年1月2日以降に小金井市へ転入された方	平成29年度課税(非課税)証明書 平成30年1月1日現在に住居登録のあった住所地の市町村で発行されます。 ※課税(非課税)証明書は5月以降に発行されます。該当の区市町村へ証明書の発行日を確認し、 申請書のみ締切日までにご提出ください (証明書は後日提出)。
	生計中心者が平成30年1月1日時点で他区市町村に住居登録している方	課税対象にならない収入(遺族年金等)の分かる書類のコピー 平成29年度分のもの写しを添付してください。
	課税対象にならない収入がある方	課税対象にならない収入(遺族年金等)の分かる書類のコピー 平成29年度分のもの写しを添付してください。
	児童扶養手当証書受給の方(添付不要)	平成30年度申請分より証書のコピーの添付は不要になりました。 受給の旨を申請書「(2)援助を受けたい理由」欄へご記入ください。

※コピーは各自でご用意ください。 ※上記書類の提出が困難な方は、学務課へご相談ください。

【認定結果】

6月下旬以降に順次、住民登録のある住所宛に郵送でお知らせします。また、お子さんの通学している学校長宛にも通知いたします。

【記入手順】

① 枠内の必要事項を全て記入してください。 ② 記名捺印してください。

年度 就学援助費受給申請書

(宛先) 小金井市教育委員会
就学援助費を受給したいので、必要書類を添えて申請します。 年 月 日

住 所 小金井市 町 丁目 番 号

申請(保護者) 氏 名 () 電話 ()

氏 名	世帯主との続柄	生 年 月 日	4月1日現在の年齢	職業又は 学校名・学年・組	前年度収入額 円
1	世帯主				
2					
3					
4					
5					
6					

前年度この援助を受けた 有・無 住宅の状況 1 借家 2 借家(実賃月額 円) 合計

(2) 援助を受けたい理由 ① 生活保護の停止又は廃止 ② 離婚(年月) ③ 失業(年月~) ④ その他

(3) 同意書及び委任状
① 同意者 _____ (印) _____ (印) _____ (印)
② 私は、小金井市教育委員会学校教育課学務課長を代理人と定め、自年度において小金井市から受ける就学援助費についての請求、受領及び返納並びに振込みに関する権限を委任します。
なお、支給される金額は、指定の金融機関に振り込んでください。

(4) 支払口座は先(指定金融機関) 銀行 店 借主 口座番号 口座名義(お子さんの氏名)

※ 記名捺印に代えて署名することもできます。

③ 家計を同じくする全ての方の氏名、生徒児童が在籍する学年組(例: 3年3組)等をご必ずご記入ください。

④ 借家の場合は、家賃金額(管理費、共益費、駐車場代等は除く)を記入してください。

⑤ 該当する番号に○をし、必要事項を記入してください。
「児童扶養手当証書」の受給がある場合はこちらにご記入ください。

⑥ 職業の有無に関係なく、15歳以上の世帯員全ての氏名を記入し、押印してください。
※この同意書により、収入証明が不備な場合は、市・都民課税台帳の収入額を確認することがあります。

⑦ 記名捺印してください。

⑧ お子様名義の口座は不可となりますので、保護者の方名義での口座をお願いいたします。
口座情報はお間違いのないようご注意ください。

収入倍率 認定年月日 年 月 日

申請書受付日 認定項目 [] - [] - () 変更年月日 年 月 日

こちらには何も記入しないでください。

平成30年度 就学援助費受給申請書

(宛先) 小金井市教育委員会 就学援助費を受給したいので、必要書類を添えて申請します。							年	月	日	
住所		小金井市 町 丁目 番 号								
フリガナ申請(保護)者		Ⓜ 電話 ()								
(1) 世帯 の 状 況		フリガナ氏名	世帯主との続柄	生年月日	4月1日現在の年齢	職業又は学校名・学年・組	年間総収入額 円			
	1		世帯主							
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
前年度この援助を受けた		有・無	住宅の状況	1 持家 2 借家 (家賃 月額 円)			合計			
(2) 援助を受けたい理由		① 生活保護の停止又は廃止 ② 離婚 (年 月) ③ 失業 (年 月 ~) ④ その他 ()								
(3) 同意書及び委任状 ① 当該年度就学援助費受給資格認定審査のため、市の公簿等の確認をすることに同意します。 同意者 _____ Ⓜ _____ Ⓜ _____ Ⓜ _____ Ⓜ _____ Ⓜ _____ Ⓜ ② 私は、小金井市教育委員会学校教育部学務課長を代理人と定め、当該年度において小金井市から受ける就学援助費についての請求、受領及び返納並びに振込みに関する権限を委任します。 なお、支給される金銭は、指定の金融機関に振り込んでください。 保護者 _____ Ⓜ										
(4) 支払金振込先 (指定金融機関)				種目	口座番号			口座名義(カタカナ)		
銀行 信用金庫 農 協				店 普通 当座						

※ 記名押印に代えて署名することができます。

課 記 入 欄	申 請 書 受 付 日	認 定 欄	収入倍率		認定年月日	年 月 日
			認定区分	要 準 否	変更区分	
			認定項目	【 】 - 【 】 - ()	変更年月日	年 月 日

小金井市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改正要綱	現行要綱	備考
<p>別表第1 (第3条関係) 平成25年4月1日現在の次の項目の生活保護基準額に次の倍率を乗じて得た額の合計額 生活扶助 (第1類、第2類) × 1. 5 教育扶助 (基礎額、学習支援費) × 1. 0 給食扶助 × 1. 0 基礎扶助 × 1. 0 住宅扶助 知事承認額を限度とし、その実費</p> <p>付 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>別表第1 (第3条関係) 平成25年の4月1日現在の次の項目の生活保護基準額に次の倍率を乗じて得た額の合計額 生活扶助 (第1類、第2類) × 1. 6 教育扶助 (基礎額、学習支援費) × 1. 0 給食扶助 × 1. 0 基礎扶助 × 1. 0 住宅扶助 知事承認額を限度とし、その実費</p>	<p>準要保護 者認定基 準の変更</p>

「学校における働き方改革 実施計画」

平成30年3月

小金井市教育委員会

1 趣旨

現在、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中、教員の長時間労働が喫緊の課題となっている。学校教育の質の向上を図るには、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、誇りとやりがいをもつことができる環境を確保すること、また、業務改善のための有効な手立てを講じていく必要がある。

また、教員が担うべき業務を大幅に見直すとともに、長時間労働という働き方を改善することで、ワーク・ライフ・バランスの実現を果たしていく必要がある。

そこで、小金井市教育委員会では、学校における働き方改革実施計画を策定し、東京都教育委員会と連携して、教員の長時間労働の改善に早急に取り組み、学校教育の質の維持向上を図ることとした。

2 小金井市における教員の勤務実態調査結果(配布済み)

3 学校における働き方改革の目的

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。

※「学校における働き方改革推進プラン」より引用。

4 当面の目標

昨年8月に市教育委員会が実施した小金井市立学校教員勤務実態調査では、1日の在校時間11時間以上が約68.8%（小65.7%、中75.2%）という結果となった。その内、1日12時間以上が約42.1%である。

週当たりの総在校時間のデータをとってはいないが、この結果から、週当たりの在校時間が60時間を越える割合が42.1%いるものと推測される。いわゆる「過労死ライン」相当にある教員が4割以上いることが明らかになった。

そこで、学校における働き方改革に向け、当面の目標を以下の通り設定することとする。

■ 1日あたりの在校時間が12時間を越える教員をゼロにする。

※上記で言う在校時間12時間とは、月当たりの時間外労働がおおむね80時間となる状態を1日あたりに換算したもの

※都内公立学校教員の週当たりの正規の勤務時間は、42時間30分
(休憩時間を含む)

5 具体的な取組

目標の達成のために小金井市の働き方改革として、以下の通りの方策をとる。

【方策1】 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

教員の勤務時間を、タイムカード等により客観的に把握するとともに、教員が時間を意識した仕事を行うことができる環境を整備することは、服務監督者である市教委及び校長の責務である。そこで、本市においては、学校に設置してあるタイムカードを活用して、教員の勤務管理を行う。

【方策2】 定時退庁日や夏季休業期間中における連続した学校閉庁日の設定

1ヶ月に、土日祝日いずれか1日は出勤している教員は91.2%、内、月5日以上が18.8%となっている。平日以外の出勤が9割以上と大きな値を示している。

教員の休養を確保し、意識改革を図るために、定時で一斉に退校する定時退庁日や夏季休業期間中に連続した学校閉庁日を設定する。

平成30年度より実施し、お盆の時期と日程を重ねて、30年度は、8月13日（月）～17日（金）の5日間とする。教職員の勤務の扱いは年休、週休日の変更、夏季休暇等とする。また、定時退庁日については、毎週水曜日に設定する等、校長が各学校の実態に合わせて設定する。

【方策3】 中学校部活動外部指導者の派遣

部活動については、86.6%の教員が顧問を担当しており、週の活動日数は、週5日または6日で60.2%、土日のいずれか、もしくは両日活動している部活動は64.2%という調査結果となっている。

教員の部活動の負担を軽減させるために、教員に代わって指導ができる「部活動指導員」を配置する。また、地域人材を積極的に活用していく。

「部活動指導員」については、国や東京都の動向を注視しながら制度を整えていく。このことにより、平成30年度については、別紙の通り「有償ボランティア」として検証事業を行う。

【方策4】 教員業務の見直しと業務改善の推進

教員の悩みについての調査項目では、「作成しなければならない事務書類が多い」が92.8%で3番目の結果となっている。また、多忙解消や負担軽減について効果があることには、「提出書類の見直し」が97%という結果が出ている。これは、校長・教育委員会等への報告書や学校運営に関する書類の作成に要する時間が長いことを示している。

そこで、学校への調査や依頼等の実態把握を行い、その精選や縮減に向けた取組を推進する。また、教員業務の見直し校務分掌の分担の平準化等、学校における業務改善を推進する。このことについては、平成30年度より実施する。

5 検証

2月に、教員実態調査を行い、数値的变化を見取っていく。更なる課題が生じた場合は、改めて方策の検討をしていく。

教員の働き方改革に関する「小金井市中学校部活動指導員」検証事業の概要

1 目的

市立中学校における教員の勤務負担軽減と部活動の充実を図るため、地域人材等を部活動指導員として学校に配置し、教員の部活動にかかる負担の軽減について検証し、今後の方向性を検討する。

2 身分

有償ボランティア【謝礼】（平成30年度）

※平成31年度以降は検証結果を踏まえ検討予定

3 任用

部活動指導員の役割を理解し、職務を遂行する熱意があるとともに、当該の部活動の専門性を有する者で、学校長が推薦した者のうち教育委員会が適切と認められた場合に決定する。

（期 間）平成31年3月31日まで

※本格開始は、5月末から6月を予定

（対象部活）今後示す予定の運用基準等により規定する

（人 数）原則、1校あたり1人

4 勤務日及び勤務回数

- ・ 1校あたり、年間156回（週3回×52週分）
- ・ 勤務日の割振りは、配置校の校長が定める。

5 謝礼

1回あたり2,000円（交通費 支給なし）

各校から、実施翌月の10日までに実施報告書提出
→翌月末までに指導員が指定する口座へ支払う

6 職務

校長及び教育委員会の監督のもと、次の職務を行う。

- (1) 実技指導
- (2) 用具・施設の点検及び管理
- (3) 保護者等への連絡
- (4) 事故が発生した場合の現場における初期対応
(安全管理・緊急対応)

7 研修

教育委員会及び学校は、関係機関と連携し、部活動指導員に対し、計画的に研修を行う。

例) 勤務開始前の初期研修、年度途中の定期研修

8 検証

学校は、教育委員会が別途定める検証方法に基づき、年度途中で中間報告、年度末の実績報告を行い、働き方改革検討委員会に諮り、検証を行う。

教育委員会の今後の日程

平成30年3月27日

会 議 名	日 時	場 所	出 席 者
退職副校長の 市長への挨拶	3月30日(金) 午後2時00分	庁議室	山本教育長 鮎川委員 福元委員
退職校長の 市長への挨拶	3月30日(金) 午後2時15分	庁議室	山本教育長 鮎川委員 福元委員
教育長 就任辞令交付式	4月2日(月) 午前8時40分	庁議室	教 育 長 福元委員 岡村委員 浅野委員
教育委員会委員 任命辞令交付式	4月2日(月) 午前8時45分	庁議室	教 育 長 福元委員 岡村委員 浅野委員
新補・転補副校長 辞令伝達式・市長への挨拶	4月2日(月) 午後2時00分	庁議室	教 育 長 福元委員 岡村委員 浅野委員
新補・転補校長 辞令伝達式・市長への挨拶	4月2日(月) 午後2時20分	庁議室	教 育 長 福元委員 岡村委員 浅野委員
小学校入学式	4月6日(金)	各小学校	教 育 長 福元委員 浅野委員
中学校入学式	4月9日(月)	各中学校	教 育 長 福元委員 浅野委員
平成30年 第4回教育委員会定例会	4月17日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成30年度 教育施策連絡協議会	4月20日(金) 午後2時00分	中野サンプラザ	教 育 長 福元委員 浅野委員
東京都市町村教育委員会 連合会第1回理事会	4月24日(月) 午後2時00分	東京自治会館	福元委員
平成30年 第5回教育委員会定例会	5月8日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員